

商品概要説明書

総合口座

(令和4年11月29日現在)

商 品 名	◇ 総合口座
ご利用いただける方	◇ 個人のみ（成年者）
期 間	◇ 期間の定めはありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	◇ 随時預け入れできます。 ◇ 1円以上 ◇ 1円単位
払戻方法	◇ 随時払い戻しできます。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	◇ 毎日の店頭表示の普通貯金利率を適用します（変動金利）。 ◇ J A 所定の日に支払います。 ◇ 毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ◇ 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ◇ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	◇ キャッシュカードによる預入・払戻等の際に J A およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。 ◇ 2021 年 10 月 1 日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座管理手数料をいただきます。 なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。
付加できる特約事項	◇ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ◇ 自動継続扱いの定期貯金を担保組入れすることにより、当座貸越をご利用できます。貸越限度額は、定期貯金残高の合計額の 90%（千円未満切捨て）、最高 300 万円までご利用になれます。貸越利率は、定期貯金の利率に年 0.5% 上乗せした利率が適用されます。 ◇ キャッシュカードにより A T M 等で入出金ができます。 ◇ キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。 ◇ 給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。 また、自動送金・自動集金のお取扱いもできます。 ◇ 希望される場合は、既存の普通貯金の口座番号をそのままに全額を総合口座無利息型（決済用）へ切替えることができます。 ◇ 通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
貯金保険制度 （公的制度）	◇ 保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	◇ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、ＪＡ本支店（所）までお申し出ください。ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ◇ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、広島弁護士会（電話：０８２－２２５－１６００）を利用できます。ご利用に当たっては、直接弁護士会へお申立ていただくか、上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。 ※各連絡先は最下部に掲載しております。
その他参考となる 事項	◇ 通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 10 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。 ◇ 貸越が発生している状態で一定の条件になった場合には、貸越金を即時にご返済いただく場合があります。

● J Aバンク広島の各担当部署の連絡先

J A名	部署名	電話番号
広島市	金融事業部 金融推進課	082-831-5919
ひろしま	信用推進部 信用推進課	082-422-2173
広島ゆたか	信用部 金融課	0823-66-3710
尾道市	金融共済部 金融課	0848-23-3323
福山市	金融共済部 貯金課	084-924-2212
広島信連	J Aバンク指導部 事務指導課	082-240-0257

● 弁護士会仲裁センター

弁護士会名	電話番号
広島弁護士会	082-225-1600